

地域密着型サービス事業所 「リハビリ特化型デイサービス ReLIFE」の新規指定について

介護保険法上、市町村長は、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとあります。(介護保険法第78条の2第7項、介護保険法第115条の12第5項)

これを受け当市は、守谷市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第8条において、地域密着型サービス(以下「サービス」という。)の指定、サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し市長に対し意見を述べるため並びにサービスの質の確保及び運営評価その他市長がサービスの適正な運営のために必要であると判断した事項について協議するため、協議会にサービスの運営に関する委員会を置いております。

報告事項

令和7年12月8日付けで、「合同会社 MasterPiece」より指定地域密着型サービス事業所指定申請書が提出されました。

この申請は、「株式会社 K-STYLE」が現在運営している「歩行訓練特化型デイサービス歩き塾」の運営法人が変更になるものです。

1 事業所名	リハビリ特化型デイサービス ReLIFE
2 事業所の所在地	茨城県守谷市松前台一丁目15番地15
3 サービスの種類	地域密着型通所介護
4 指定年月日	令和8年4月1日
5 指定の有効期限	令和14年3月31日

- ・ 申請のあった「リハビリ特化型デイサービス ReLIFE」は、利用定員が10名です。午前と午後に分けて、1日20名の定員となります。
- ・ 資料として、事業所概要を添付しております。
- ・ 運営法人及び事業所名の変更に伴う、職員及び利用者の変更はありません。